処　分　基　準

令和４年３月15日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：第９条の１２第１項
処 分 の 概 要：練習射撃場の指定の解除
原権者（委任先）：新潟県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の４第２項・第３項（教習射撃場の指定等）、第９条の６第２項・第３項（教習用備付け銃）、第９条の７第２項～第５項（教習用備付 け銃の管理）、第９条の９（練習射撃場の指定等）、第９条の１１（練習用備付け銃）、第９条の１２第１項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第７４条（練習射撃場の指定の解除）
処　分　基　準： 法第９条の１２第１項各号の事由につき、当該違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、解除の適否を判断する。 なお、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第４７条第１号の「必要な知識」とは、練習射撃場の管理に必要な法令、当該射撃場の指定に係る種類の銃砲及びその実包並びにその射撃動作等に関する知識をいい、「経験」とは、射撃場の運営業務、射撃、射撃指導等の経験をいう。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課　許認可管理センター （025-285-0110　内線3031）
備　　考：